

國 民 の 森 林 ・ 國 有 林



立木 第7回

入札のご案内

資格付一般競争入札物件明細書

令和 8 年 1 月 9 日（金） 施行
開始 10 時 00 分 締切後即時開札
入札場所 白河支署入札室

〒961-0074 福島県白河市郭内128-1

福島森林管理署白河支署

電話番号: 0248(23)3135



公 売 公 告

令和 7 年 12 月 2 日

分任契約担当官

福島森林管理署白河支署長

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林
産物売買契約約款を参考し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月
17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札
して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和 8 年 1 月 9 日（金）

入札開始 10時00分

締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

福島森林管理署白河支署 2階 入札室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒961-0074

福島県白河市郭内128-1 福島森林管理署白河支署

(2) 到着期限 1 月 8 日（木） 17時00分必着。

* 上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書きし、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種(主伐・間伐等)

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の特約事項・入札条件等については、別紙9「現地案内について」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和7年度から令和11年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書(林産物の売払)」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙2)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」(別紙3)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙1)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

- 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
- ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札
 - エ 記名を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに談合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
 - ケ 入札時刻に遅れました入札
 - コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙4)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

- ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても、受理しません。また、どのような事由があつても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

- (1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。
- (2) 契約の締結期限は令和 8 年 1 月 16 日(金)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

- (1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところにより認めます。年利については関東森林管理局ホームページにてご確認ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/ennou.html>

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金 = (契約代金 × 延納期間 × 延納利率) ÷ 365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000m³未満は6ヶ月以内、1,000m³以上は10ヶ月以内とします。

13 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を福島森林管理署白河支署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を福島森林管理署白河支署長に提出して下さい。

14 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書案
 - ア 販売物件明細書:福島森林管理署白河支署又は福島森林管理署白河支署ホームページで閲覧して下さい。
 - イ 契約書(案):福島森林管理署白河支署で閲覧して下さい。
福島森林管理署白河支署のホームページアドレス
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/sirakawa/index.html>
- (2) 各規程等
 - ア 国有林野事業林産物売買契約約款
 - イ 国有林野の産物売払規程
 - ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
 - エ 各種様式(別紙1:入札書、別紙2・3:委任状)
上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>
ホームページを閲覧できない方は、福島森林管理署白河支署業務グループ(経営担当)へお問い合わせ下さい。
関東森林管理局のホームページアドレス
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙4)に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が當まれ、伐採に当たつて森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) 本物件は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」(平成26年12月17日付け福島県農林水産部部長通知)に準拠し、事前に空間放射線量率の測定を実施し $0.50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下であること、また、 $0.50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 超の場合は、樹皮の放射線物質濃度が $6,400\text{Bq}/\text{kg}$ 以下であることを確認しています。なお物件毎の測定結果は、別紙5に示すとおりです。
- (5) 入札物件について
今回の入札物件は、林道工事支障木となっておりますので、区域内の立木を全て伐採してください。なお、現場条件等により棄権する場合は、管轄森林事務所職員に相談願います。

入札物件の詳細については、現地案内において説明いたします。

※林道工事支障木について

搬出期間が短いのでご注意ください。また、搬出期間の延長は認められません。
作業にあたっては以下の点を厳守していただきますので、承諾のうえ入札してください。

①現地表示の保全

現地には工事に伴う杭等が設置してあります。作業の際にはこれを保全し、現位置から移動、もしくは破損させることのないようお願いします。

②棄権木の禁止

林道工事の支障になりますので、立木は全て伐倒・搬出してください。

(6) 適格請求書(インボイス)の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書(インボイス)の交付とします。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

- (7) 立木代金の納入について
ア 国の発行する納入告知書により納入していただきます。
イ 納入告知書は、財務省会計センターから発行されます。
- (8) 郵便入札をされる方は、郵便事情により遅延することがありますので、早めにご投函をお願いします。書留か配達証明を使用ください。
- (9) 物件搬出については、搬出に使用する車両が運搬区間を通行できることを確認の上入札してください。
- (10) 境界標識の保護には十分留意してください。なお、損傷した場合には買受人の負担で復元していただくことになります。
- (11) 民有地に係る交渉等は、買受人が行ってください。
- (12) 法令制限林箇所についての作業許可等については、買受人が行ってください。
- (13) 事業着手前に管轄する森林事務所へ「立木販売箇所の事業計画書」、「無料利用請書」を提出し承認を受けてください。
- (14) 伐採・搬出、森林作業道等作設に当たっては、別添1の特約事項(立木販売)に基づき作設願います。
- (15) 立木売買契約箇所における林野火災防止に係る取組強化については、別添2の林野火災防止に係る取組強化に基づき対応願います。

16 お問い合わせ
不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉
福島森林管理署白河支署 業務グループ(経営担当)
電話番号 0248-23-3135

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規定(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

特約事項(立木販売) (伐採・搬出、森林作業道等作設)

1 買受人は、別紙「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。
ただし、指針3の(1)及び(5)は適用しない。

2 事業計画書等の提出及び承認

(1) 買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」を作業に着手する7日前までに当該事業地を管轄する森林官等(以下「森林官」という)を経由の上、福島森林管理署白河支署長へ提出し、その承認を受けること。

(2) 事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面(保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど)を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の内容を確認の上、添付すること。

(3) 買受人は(1)で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要が生じたときは、その変更について森林官を経由の上、福島森林管理署白河支署長に提出し、その承認を受けること。

(4) 買受人は、(1)及び(3)に基づいて提出した事項について、福島森林管理署白河支署長の承認された後に着手すること。

3 買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。

(1) 路網

ア 配置

(ア) 路網は、フォワーダ等車輌系林業機械(以下、林業機械等という)が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

イ 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を

行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩浸食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全・適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滯水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2)施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分(岩石の場合は3分)とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帶を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3)周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象(以下、人家等という)又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止

するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4)その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

4 福島森林管理署白河支署長は、1、3の不遵守や、2(1)及び(3)において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は福島森林管理署白河支署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

特約事項(立木販売) (林野火災防止に係る取組強化)

1 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。

①作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。

②作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。

③喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。

④指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物(落葉落枝等)の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。

⑤刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

2 買受人は、1の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

入札書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

森林管理（署・支署・事務所）長 殿

(入札者)
住所

商号又は名称
代表者氏名

(代理人)
氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

委任状(例)

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 件名

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当官

長

殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙3）を提出し、その代理人

に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

別紙3

委任状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

1 入札に関する一切の件

2 見積もりに関する事項

3 ······

4 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当官

長

殿

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴支署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物件毎の空間放射線量率

物件番号	①空間線量率 (μ Sv/h)	②樹皮の放射性 物質濃度(Bq/kg)	③測定日	備 考
1-1	0.12		R7.5.22	1004 よ 3 林小班 面積 0.02 ha 測定点数 3 点(空間線量率)
1-2	0.12		R7.5.22	1005 い 1 林小班 面積 0.32 ha 測定点数 3 点(空間線量率)
1-3	0.12		R7.5.22	1005 い 2 林小班 面積 0.09 ha 測定点数 3 点(空間線量率)
1-4	0.14		R7.5.22	1005 い 3 林小班 面積 0.58 ha 測定点数 3 点(空間線量率)

注1)空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

注2)樹皮の放射性物質濃度は、空間放射線量率が 0.5μ Sv/h超の林分の場合のみ、抽出調査により測定しています。

主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

本指針の内容については、市町村森林整備計画における計画事項を踏まえ、現場で作業を行う林業経営体等、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の立木の伐採・搬出に関わる関係者が熟知すべきものである。

なお、主伐後の再造林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づく森林作業道として作設するものとする。

2 定義

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設指針」に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- (1) 立木の買付け又は伐採の作業受託を行う際には、持続的な林業の確立に向け、森林所有者等に対して再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めるものとする。
- (2) 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。
- (3) 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否及び択伐、分散伐採その他の伐採の方法並びに更新の方法を決定するものとする。
- (4) 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて渓流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に

重要な空洞木の保残等を行うものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所に架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

- (5) 地形、地質、土質、気象条件等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採する区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採すること、帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成するなど伐採を空間的及び時間的に分散させるものとする。

4 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きよ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム(集材方法及び使用機械)を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画するものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所(※)において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・地山傾斜 35° 以上の箇所
 - ・火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
- ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。
- ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。
- ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壤から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず

作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置するものとする。

- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行うものとする。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滯水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、渓流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。
排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所(安定した尾根部や常水のある沢等)をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。
- ③ 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するものとする。

- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所で集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滯水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小溪流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4(3)に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- (1) 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。
- (2) 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。
- (3) やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

6 事業実施後の整理

- (1) 枝条及び残材の整理

- ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。
- ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。
 - ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図るものとする。
 - イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。
 - ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避けるものとする。
 - エ 枝条等が出水時に渓流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないよう、沢に近い場所、渓流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

(2) 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

(3) 森林所有者等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を造林の権原を有する森林所有者等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

7 その他

- (1) 集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は渓流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。
- (2) 集材路又は土場の作設を含む立木の伐採・搬出に当たっては、森林法(昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。)その他の関係法令に基づく各種手続(許可、届出等※)を確実に行うものとする。
※許可や届出の例
 - ・林地開発許可(法第 10 条の2)
 - ・伐採及び伐採後の造林の届出(法第 10 条の8)
 - ・保安林における立木の伐採の許可(法第 34 条第1項)

・保安林における作業許可(法第34条第2項)

- (3) 林業経営体等は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。
- (4) 本指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。
- (5) 地質の特性や排水施設の具体例等を整理した「森林作業道作設指針の解説」も参考にされたい。

立木販売箇所の事業計画書

令和 年 月 日

森林事務所 森林官 殿

買受者の所在地 :

名 称 :

代表者名 :

電 話 :

区分		内 容			
場所 及び 数量 等	契 約 方 法	・公売・随契	契約月日	令和 年 月 日	
	契 約 場 所	・ 国有林	林班	小班(全・内)	
	契 約 数 量	・面積 ha	・樹種	外	・材積 m ³
	伐 採 方 法	・皆伐	・間伐	・その他()	
伐 採 搬 出 計 画	作 業 の 形 態	・自社	・下請	・その他()	
	作 業 期 間	・(自)令和 年 月 日	~(至)令和 年 月 日		
	搬 出 方 法	・架線集材	・トラクター集材	・その他()	
	従事作業員の内訳	・作業員数	名	(常雇 名)	臨時 名
	下請等の場合の相手方の住所・氏名・電話番号	・住 所:			
		・名 称:			
		・代表者:			
		・電 話:			
現場 責任 者等 の氏 名	現場責任者の氏名等	・氏 名:	tel:		
	林業架線作業主任者	・氏 名:			
	地山掘削作業主任者	・氏 名:			
	車両系建設機械運転	・氏 名:			
	かかり木の処理業務	・氏 名:			

安全指導等の記録

No.1

指 導 年 月 日	作 業 の 内 容	安 全 指 導 等 の 内 容	
		指 導 者 名	従 事 者 の 数
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			
R 年 月 日			

別紙8

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

立木販売買受者 :

売買物件の所在地 :

チェック項目	確認
(1) 伐採区域の確認 ① 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ② 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。 ③ 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。 ④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全す	
(2) 林地保全に配慮した集材施設の設計 ① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ② 森林作業道等・土場の作設は必要最小限にする。 ③ 森林作業道等の線形は、極力等高線に合わせ、森林作業道等・土場は溪流等から距離をおいて配置する。 ④ 森林作業道等は、溪流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑤ 伐採区域のみで森林作業道等の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することも検討し、森林官等と協議を行う。 ⑥ 水道の取水口の周辺、人家等特に重要な保全対象が下方にある場合は、森林作業道等・土場を配置しない。また、必要により丸太柵工等の対策を講じる。なお、集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。 ⑦ 森林作業道等のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道等・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流等に流出しない工夫をする。 ⑨ 現場の状況に応じて、森林作業道等・土場の配置に係る計画の変更を行う。	
(3) 林地保全に配慮した集材施設の施工 ① 森林作業道等の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土高を可能な限り低く抑え、盛土はしっかりと絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③ 余剰な残土・根株については、溪流等の付近は避け、地盤が安定した箇所に、安定した状態で置く。 ④ 雨水による路面の洗堀・路肩の崩壊等を避けるため、路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。 ⑤ 崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、必要により丸太組工等の対策を講じる。 ⑥ 溪流等横断箇所においては、洗い越しでは大きめの石等を使用し、路面を一段下げる、暗渠の場合は詰まらないように杭を立てるなどの対策を講じる。	
(4) 作業実行上の配慮 ① 森林作業道等・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④ 枝条等は溪流等の付近には放置しない。安定した場所に集積しておく。 ⑤ 主伐の場合、伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。	
(5) 事業中・実施後の整理 ① 事業中は必要により、事業完了間近の時点に森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。 ② 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。	
(6) 生物多様性への配慮 ① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。	

現地案内について

現地案内を下記日程により行いますので、多数のご参加をお待ちしております。

物件番号	現地案内日時	集合場所	案内者
1 号	12月23日(火) 10:00 集合	表郷天狗山球場駐車場 白河市表郷番沢字久ノ内22	首席森林官(事務取扱) 佐藤 建治 地域技術官 水野 正勝 (0248-23-5567) (携帯:080-6753-0471)

入札物件について

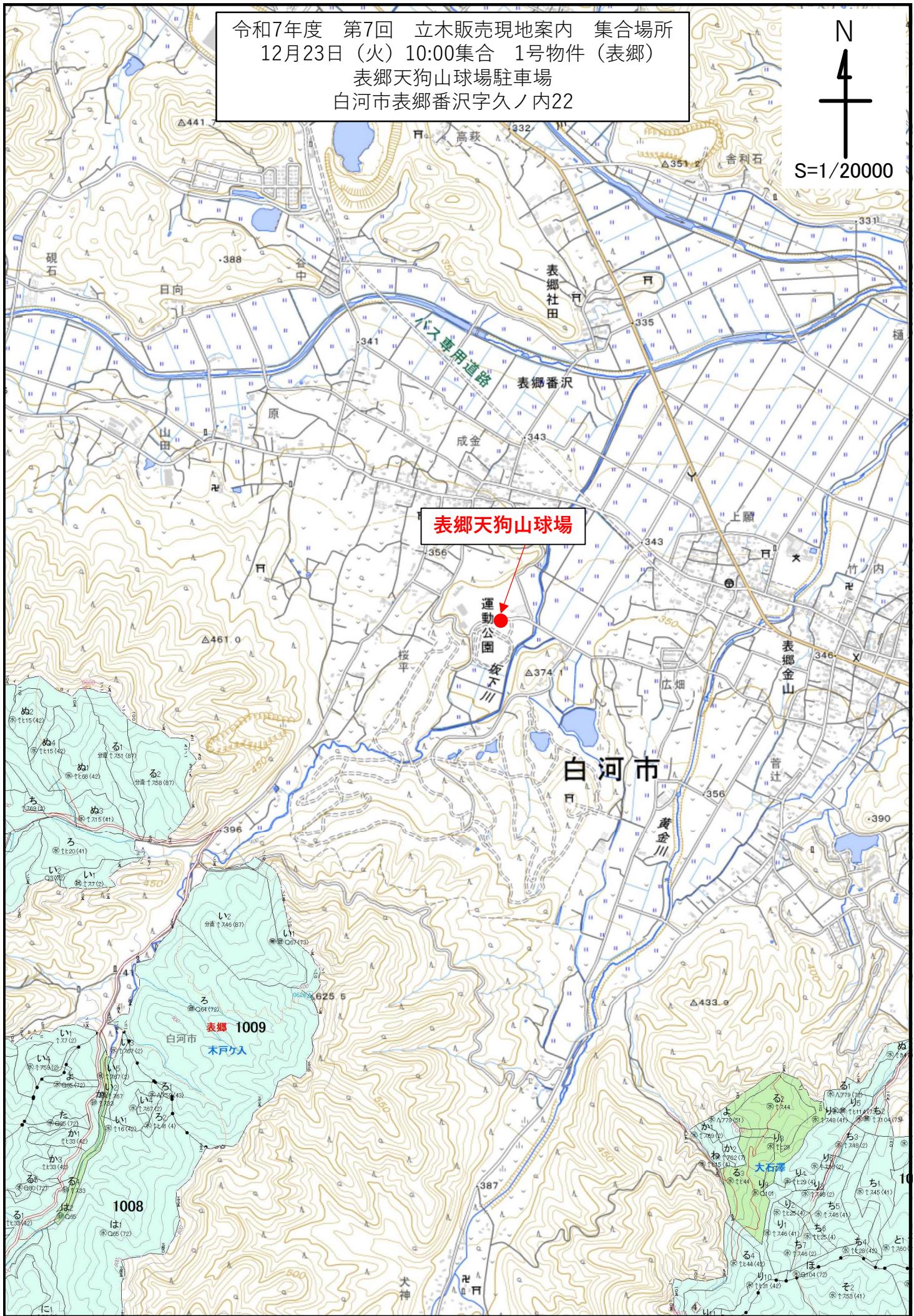
- 搬出期間や詳細については販売物件明細書を参照してください。
- 1号物件は国有林で林道工事支障木です。
- 搬出期限は令和8年4月30日までとします。搬出期間の延期は認められません。
伐採については令和8年3月31日までに完了願います。
- 物件について

物件番号	物件所在地	面積(ha)	総本数	材積(m³)	官民別	林齡年	樹種	備考	事務所
1	1-1 白河市表郷金山字金山 国有林 1004 よ3 林小班	0.02	49	14.46	国有林	約59年	ヒノキ外		表郷
	1-2 白河市表郷金山字金山 国有林 1005 い1 林小班	0.32	691	182.72	国有林	約47年	ヒノキ外	保安林	
	1-3 白河市表郷金山字金山 国有林 1005 い2 林小班	0.09	192	47.23	国有林	約35年	ヒノキ外	保安林	
	1-4 白河市表郷金山字金山 国有林 1005 い3 林小班	0.58	764	294.95	国有林	約47年	スギ外	保安林	
1号物件計		1.01	1,696	539.36					

令和7年度 第7回 立木販売現地案内 集合場所
12月23日（火）10:00集合 1号物件（表郷）
表郷天狗山球場駐車場
白河市表郷番沢字久ノ内22

N
4

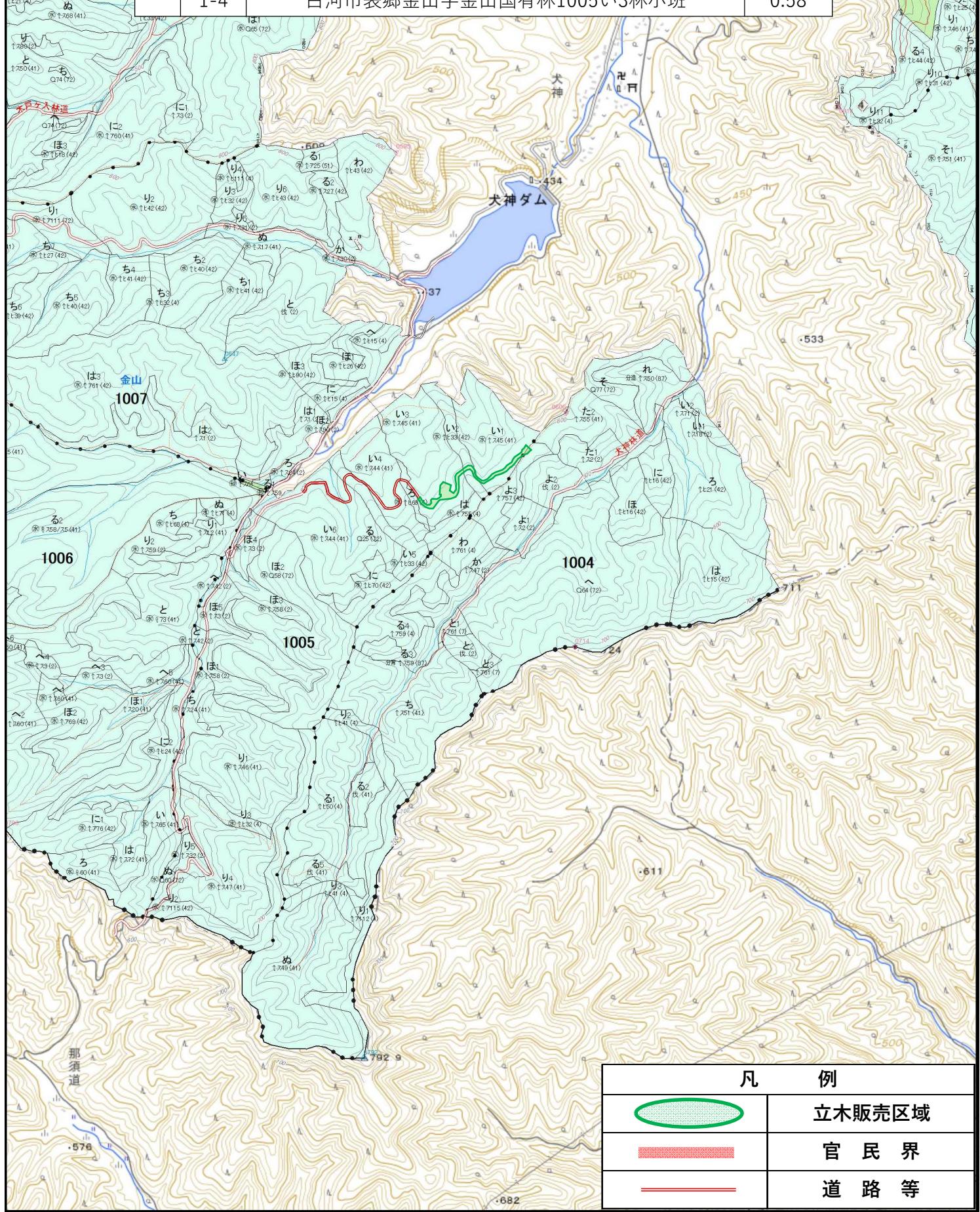
S=1/20000



令和7年度 第7回 立木販売現地案内位置図

N
4
S=1/20000

物件番号	物件所在地	面積(ha)
1号	1-1 白河市表郷金山字金山国有林1004よ3林小班 1-2 白河市表郷金山字金山国有林1005い1林小班 1-3 白河市表郷金山字金山国有林1005い2林小班 1-4 白河市表郷金山字金山国有林1005い3林小班	0.02 0.32 0.09 0.58



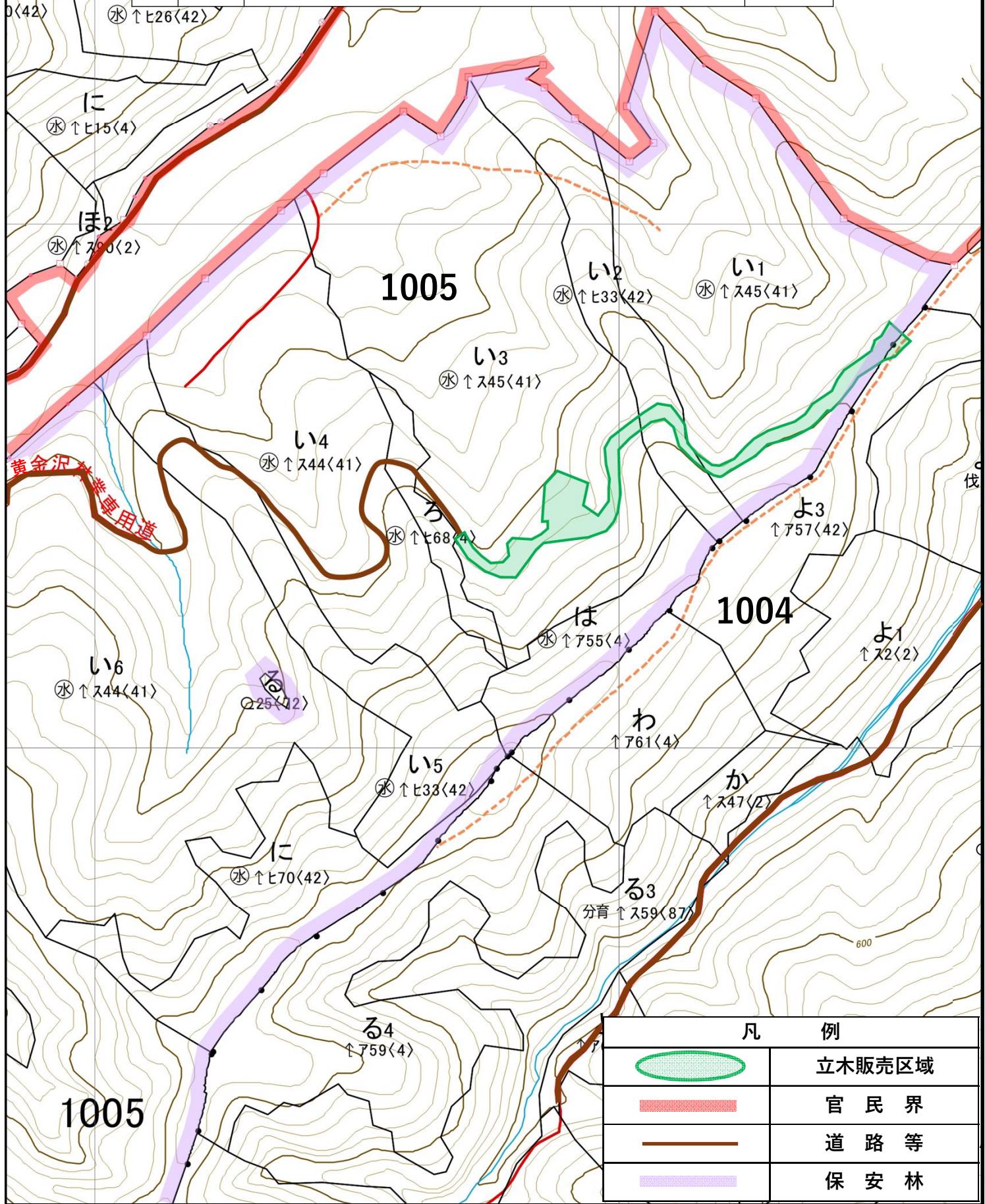
令和7年度 第7回 立木販売現地案内位置図

N

4

S=1/5000

物件番号	物件所在地	面積(ha)
1号	1-1 白河市表郷金山字金山国有林1004よ3林小班 1-2 白河市表郷金山字金山国有林1005い1林小班 1-3 白河市表郷金山字金山国有林1005い2林小班 1-4 白河市表郷金山字金山国有林1005い3林小班	0.02 0.32 0.09 0.58



第1号 販売物件明細書
(第1-1号物件)

1. 物件所在地	白河市表郷金山字金山国有林1004よ3林小班			
2. 伐採種	皆伐	4. 林齢	約59年	6. 搬出期限 令和8年4月30日
3. 面積	0.02ha	5. 林名区分	国有林	7. 空間線量 $0.12 \mu \text{Sv/h}$
樹種	種別	材種	本数(本)	材積(m^3)
ヒノキ	生立木	一般材	4	1.70
アカマツ	生立木	一般材	4	3.35
N 一般材計			8	5.05
L 一般材計			0	0.00
一般材計			8	5.05
ヒノキ	生立木	低質材	3	0.72
アカマツ	生立木	低質材	5	2.05
N 低質材計			8	2.77
その他のL	生立木	低質材	33	6.64
低質材計			41	9.41
小班計			49	14.46

入札筆記		入札枚数(枚)
順位	氏名	金額
3		
2		
1		

樹種径級別内訳(第1-1号物件)

ヒノキ 一般材				アカマツ 一般材			
径級	樹高	本数	材積	径級	樹高	本数	材積
18	16	1	0.21	32	16	1	0.58
20	18	1	0.29	38	16	1	0.80
24	20	1	0.45	38	17	1	0.85
30	22	1	0.75	42	18	1	1.12
小計		4	1.70	小計		4	3.35
ヒノキ 低質材				アカマツ 低質材			
16~22	16~18	3	0.72	18~36	15~16	5	2.05
計		7	2.42	計		9	5.40

その他 L 低質材			
径級	樹高	本数	材積
10~32	10~20	33	6.64
計		33	6.64

第1号 販売物件明細書
(第1-2号物件)

1. 物件所在地	白河市表郷金山字金山国有林1005い1林小班			(水源かん養保安林)
2. 伐採種	皆伐	4. 林 齡	約47年	6. 搬出期限 令和8年4月30日
3. 面 積	0.32ha	5. 林名区分	国有林	7. 空間線量 $0.12 \mu \text{Sv/h}$
樹 種	種 別	材 種	本 数 (本)	材 積 (m^3)
ヒ ノ キ	生立木	一般材	489	149.79
N 一 般 材 計			489	149.79
L 一 般 材 計			0	0.00
一 般 材 計			489	149.79
ヒ ノ キ	生立木	低質材	199	32.73
N 低 質 材 計			199	32.73
そ の 他 L	生立木	低質材	3	0.20
低 質 材 計			202	32.93
小 班 計			691	182.72

樹種径級別内訳(第1-2号物件)

ヒノキ		一般材	
径級	樹高	本数	材積
12	12	1	0.07
14	13	26	2.60
16	15	62	9.92
18	16	103	21.63
20	17	115	31.05
22	19	68	25.16
24	20	47	21.15
26	20	38	19.76
28	20	16	9.44
30	20	10	6.70
32	20	3	2.31
小計		489	149.79
ヒノキ		低質材	
12~26	12~20	199	32.73
計		688	182.52

その他 L		低質材	
径級	樹高	本数	材積
12~14	10~12	3	0.20
計		3	0.20

第1号 販売物件明細書
(第1-3号物件)

1. 物件所在地	白河市表郷金山字金山国有林1005い2林小班			(水源かん養保安林)
2. 伐採種	皆伐	4. 林 齡	約35年	6. 搬出期限 令和8年4月30日
3. 面 積	0.09ha	5. 林名区分	国有林	7. 空間線量 $0.12 \mu \text{ Sv/h}$
樹 種	種 別	材 種	本 数 (本)	材 積 (m^3)
ヒ ノ キ	生立木	一般材	127	38.14
N 一 般 材 計			127	38.14
L 一 般 材 計			0	0.00
一 般 材 計			127	38.14
ヒ ノ キ	生立木	低質材	54	7.77
N 低 質 材 計			54	7.77
そ の 他 L	生立木	低質材	11	1.32
低 質 材 計			65	9.09
小 班 計			192	47.23

樹種径級別内訳(第1-3号物件)

ヒノキ		一般材	
径級	樹高	本数	材積
12	13	1	0.08
14	14	8	0.88
16	16	23	3.91
18	17	29	6.38
20	18	23	6.67
22	19	13	4.81
24	20	13	5.85
26	20	13	6.76
28	20	1	0.59
30	20	1	0.67
32	20	2	1.54
小計		127	38.14
ヒノキ 低質材			
10~20	11~18	54	7.77
計		181	45.91

その他 L 低質材			
径級	樹高	本数	材積
12~20	10~15	11	1.32
計		11	1.32

**第1号 販売物件明細書
(第1-4号物件)**

1. 物件所在地	白河市表郷金山字金山国有林1005い3林小班			(水源かん養保安林)
2. 伐採種	皆伐	4. 林 齢	約47年	6. 搬出期限 令和8年4月30日
3. 面 積	0.58ha	5. 林名区分	国有林	7. 空間線量 $0.14 \mu \text{Sv/h}$
樹 種	種 別	材 種	本 数 (本)	材 積 (m^3)
ス ギ	生立木	一般材	21	10.69
ヒ ノ キ	生立木	一般材	604	253.30
N 一 般 材 計			625	263.99
L 一 般 材 計			0	0.00
一 般 材 計			625	263.99
ス ギ	生立木	低質材	15	3.98
ヒ ノ キ	生立木	低質材	117	25.68
N 低 質 材 計			132	29.66
その他 L			7	1.30
低 質 材 計			139	30.96
小 班 計			764	294.95

樹種径級別内訳(第1-4号物件)

スギ 一般材				ヒノキ 一般材			
径級	樹高	本数	材積	径級	樹高	本数	材積
14	13	1	0.11	12	12	3	0.21
18	15	1	0.19	14	14	6	0.66
20	16	2	0.50	16	15	41	6.56
22	16	1	0.30	18	17	69	15.18
24	17	3	1.11	20	19	109	32.70
26	18	4	1.84	22	20	99	38.61
28	19	3	1.65	24	20	87	39.15
30	20	3	1.98	26	20	71	36.92
32	20	1	0.74	28	20	55	32.45
34	20	1	0.82	30	20	33	22.11
44	22	1	1.45	32	21	12	9.84
				34	21	10	9.10
				36	21	4	4.00
				38	21	3	3.27
				40	22	2	2.54
小計		21	10.69	小計		604	253.30
スギ 低質材				ヒノキ 低質材			
10~38	12~21	15	3.98	10~30	11~20	117	25.68
計		36	14.67	計		721	278.98

その他の低質材			
径級	樹高	本数	材積
12~32	10~16	7	1.30
計		7	1.30